

関西英語授業研究会 Harvest 規約

第1条 名称と事務局の所在地

本研究会は関西英語授業研究会 Harvest と称し、事務局の所在地は別に定める。

第2条 組織

本研究会は、枠に囚われない柔軟な思考を持つ自律的学習者で組織する。

第3条 目的

本研究会は教育に関わる多様な人々が、共に学び合える「たまり場」を創り出し、また、日々の実践の共有を中心として、自分たち自らが「自律的学習者」として、共に歩みながら、学び深め合い、自分自身で活かしていくことを目的とする。

第4条 事業

前条の目的を達成するために必要に応じて次の事業を行なう。

1. 総会
2. 各支部における研究会
3. その他適当と認めた事業

第5条 役員

本研究会に次の役員を置く。役員の任期は3年とし、再任を妨げない。

1. 代表（1名）
2. 事務局（1名）
3. 監事（1名）
4. 支部長（各支部1名）
5. 支部事務局（1名以上）
6. 支部監事（1名）

第6条 役員の任務

1. 代表は本研究会を代表し事業を統括する。
2. 事務局は本研究会の事務を処理する。
3. 監事は本研究会の会計を監査する。
4. 支部長は支部長会および、本研究会各支部の組織・運営・事業などを企画・運営する。
5. 支部事務局および支部監事は支部の事務処理と会計監査をする。

第7条 役員の選出方法

1. 代表は総会において選出する。
2. 代表は総会において、事務局・監事・各支部長を任命する。
3. 支部長は事務局・監事、および必要な役職と組織を編成する。

第8条 顧問および相談役

本研究会に顧問、相談役を置くことが出来る。

顧問、相談役は支部長会の推薦議決を経て代表が委嘱する。

第9条 会議

本研究会に次の会議を設ける。

1. 総会・支部長会
2. 総会は毎年1回、代表が召集し、各支部行事報告および、役員の選任、相談役・顧問の推薦、事業および会計に関する事項、その他支部長会において必要と認めた事項を議決する。
3. 支部長会は代表・事務局・支部長をもって構成し、代表が召集する。

第10条 会費

本研究会の会費は、事業への参加費として徴収する。

第11条 運営費

本研究会の運営費は、参加費等によって執行する。

第12条 会計年度

会計年度は、毎年1月1日より翌年1月31日までとする。

第13条 その他の審議

本規約に記載なき事項については、支部長会において審議決定する。

第14条 規約の改正

本規約の改正については、支部長会の議決を経て、総会での賛同を必要とする。

付則：本規約は、令和2年（2020年）2月16日より施行